

○鳥取県警察音楽隊の運営に関する訓令

(昭和 55 年 3 月 28 日本部訓令第 7 号)

改正 昭和 56 年 12 月 7 日本部訓令第 16 号 平成元年 3 月 17 日本部訓令第 5 号
平成 15 年 2 月 26 日本部訓令第 4 号 平成 15 年 3 月 28 日本部訓令第 9 号
平成 20 年 2 月 7 日本部訓令第 2 号 平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号
平成 30 年 4 月 27 日本部訓令第 8 号 令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号
令和 6 年 3 月 12 日本部訓令第 5 号 令和 6 年 3 月 22 日本部訓令第 8 号

鳥取県警察音楽隊の運営に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 音楽隊は、演奏活動を通じて、警察広報を効果的に推進し、県民と警察の融和を図るとともに、警察職員の士気の高揚及び情操の育成に努めることを任務とする。

(組織及び編成)

第 3 条 音楽隊は、隊長、副隊長並びに楽長、副楽長及び隊員をもつて組織する。

2 隊長は、広報官の職にある者をもつて充てる。

3 副隊長は、広報県民課の警部の階級にある者又は警察行政職員の相当職にある者をもつて充てる。

4 楽長、副楽長及び隊員は、警察本部長(以下「本部長」という。)が指名書(様式第 1 号)もつて指名し、これを免ずる場合は指名解除書(様式第 2 号)をもつて指名を解除する。

5 音楽隊の編成は、別に定める。

(隊長等の職務)

第 4 条 隊長は、音楽隊を統轄し、適正な運営に当たるものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

3 楽長は、隊長、副隊長の命を受け、音楽隊の技術指導等に当たるとともに、その他の隊務を処理するものとする。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

5 隊員は、上司の命を受け、演奏活動その他隊務に従事するものとする。

(所属長の協力)

第 5 条 所属長は、音楽隊の教養訓練及び演奏活動について、積極的に協力するものとする。

2 隊員の招集は、広報県民課長が関係所属長を通じて行うものとする。

(演奏活動)

第 6 条 音楽隊の演奏活動は、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 警察広報を目的とする行事
- (2) 警察職員の士気の高揚又は情操の育成を目的とする行事
- (3) 警察が主催する儀式
- (4) 公共団体等が主催する行事
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に必要と認めるもの
(派遣要請)

第7条 音楽隊の派遣を要請しようとする者は、警察音楽隊派遣要請書(様式第3号)により、本部長に要請するものとする。

(訓練)

第8条 音楽隊の技術を向上させるため、次に掲げる訓練を行うものとする。

- (1) 定期訓練 日時を定めて行う訓練
- (2) 特別訓練 必要に応じて随時行う訓練
(講師の招へい)

第9条 音楽隊の技術指導のため、部外から必要な講師を招へいすることができる。

(備付簿冊)

第10条 音楽隊の備付簿冊は、別に定める。

(その他)

第11条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
(鳥取県警察音楽隊規程の廃止)
- 2 鳥取県警察音楽隊規程(昭和31年5月鳥取県警察本部訓令第3号)は、廃止する。

附 則(昭和56年12月7日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和56年12月7日から施行する。

附 則(平成元年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月26日本部訓令第4号)

この訓令は、平成15年3月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 7 日本部訓令第 2 号)
この訓令は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号)
この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 27 日本部訓令第 8 号)
この訓令は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日本部訓令第 28 号)
(施行期日)

1 この訓令は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この訓令の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(令和 6 年 3 月 12 日本部訓令第 5 号)
この訓令は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 22 日本部訓令第 8 号)
この訓令は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

指名書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

指名解除書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

警察音楽隊派遣要請書

[別紙参照]